



上訴審における訴訟事件の概況

1 高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況

1. 1 民事訴訟事件の概況

民事控訴審訴訟事件¹の既済件数及び平均審理期間²については【表1】のとおりである。既済件数は、民事控訴審訴訟全体では前回（1万 8986 件）より約 3700 件減少して1万 5308 件となり、過払金等事件以外³で見ると、前回（1万 2013 件）より約 700 件減少して1万 1342 件となった。平均審理期間は、全体で見ると前回（5.4 月）より 0.1 月長期化し、過払金等事件以外で見ると前回（5.8 月）より 0.2 月短縮した。（第5回報告書概況編 190 頁【表1】参照）

【表1】 既済件数及び平均審理期間（民事控訴審訴訟（全体）及び民事控訴審訴訟（過払金等以外））

事件の種類	民事控訴審訴訟 （全体）	民事控訴審訴訟 （過払金等以外）
既済件数	15,308	11,342
平均審理期間（月）	5.5	5.6

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表2】のとおりであり、100 件以上の既済件数がある事件類型のほとんどについて、平均審理期間が前回から横ばいであるか、又は短縮している⁴（第5回報告書概況編 191 頁【図2】参照）。比較的件数の多い類型の中で、医療損害賠償と建築瑕疵損害賠償の平均審理期間が長めである傾向は、前回と同様といえる（第5回報告書概況編 190 頁参照）。既済件数については、「金銭のその他」が前回（6278 件）より約 2900 件減少したことが注目される（第5回報告書概況編 191 頁【図2】参照）。なお、「その他の損害賠償」（3811 件）、「金銭のその他」（3385 件）の既済件数が多い点は、前回と同様である（第5回報告書概況編 191 頁【図2】参照）。

¹ 本報告書では、地方裁判所が第一審としてした民事訴訟事件の終局判決及び家庭裁判所が第一審としてした終局判決に対して控訴が提起された事件を分析の対象としている。同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、それぞれを別個の事件として統計処理している。

² 控訴審記録受理から控訴審終局までの期間のみが対象であるから、控訴提起から控訴審記録受理までの間は含まれない。

³ 過払金等事件を除く際の統計上の処理方法は、第一審と同様であり、事件票において「金銭のその他」に区分される事件を除外する処理を行ったものである。

⁴ 平成 26 年の既済件数が 100 件以上ある事件類型で、前回より平均審理期間が長くなったのは、「売買代金」（前回は 5.9 月）及び「金銭のその他」（前回は 4.6 月）のみである。

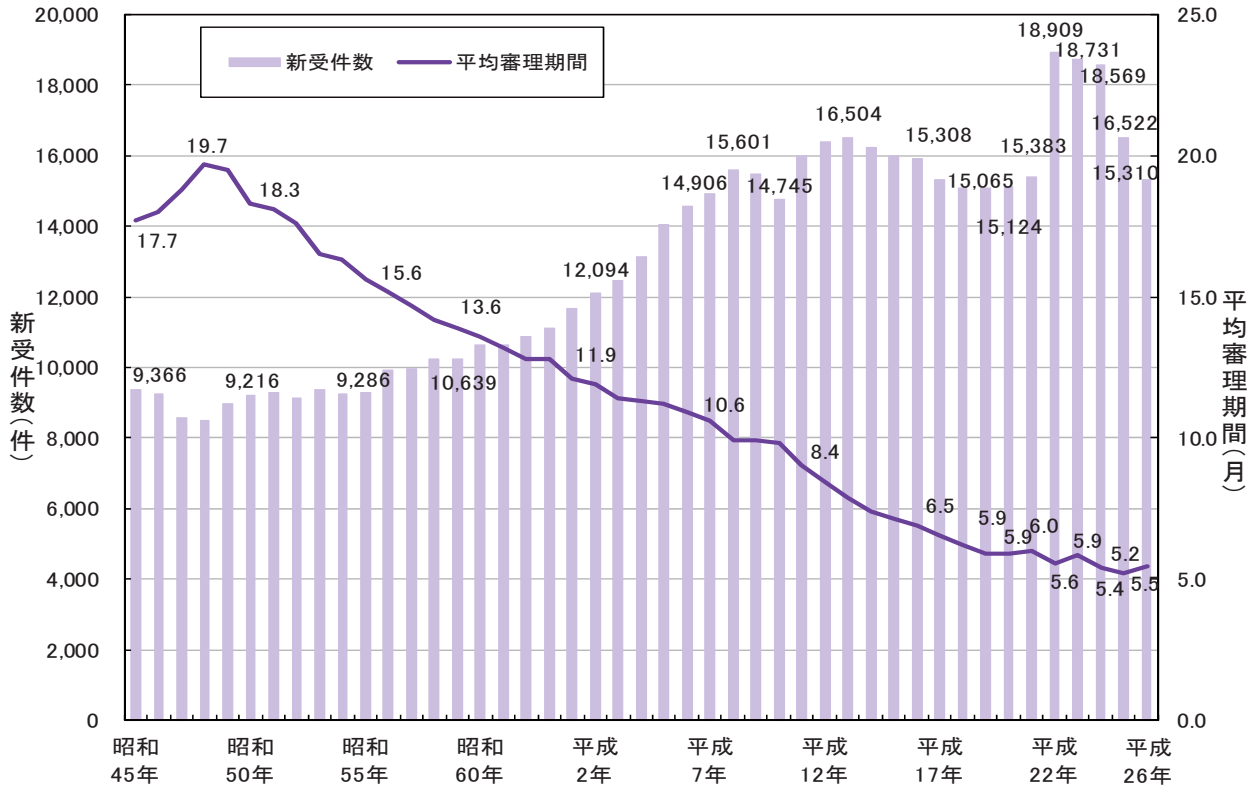
【表2】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
総数	15,308	5.5
金		
売買代金	163	6.0
貸金	565	5.3
立替金	35	5.1
建築請負代金	171	6.5
建築瑕疵損害賠償	80	9.2
交通損害賠償	1,285	4.7
医療損害賠償	177	7.9
公害損害賠償	1	18.0
その他の損害賠償	3,811	5.6
手形金	6	4.6
手形異議	13	6.4
金銭債権存否	88	4.9
労働金銭	355	5.3
知的財産金銭	55	8.0
金銭のその他	3,385	5.0

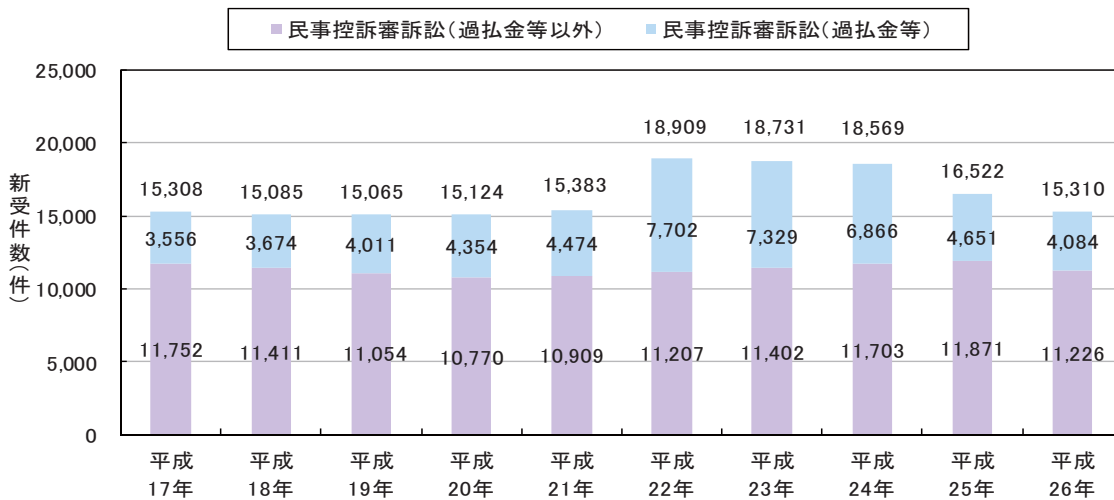
事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
建物	748	4.7
土地	899	6.0
土地境界	89	8.8
労働	200	5.7
知的財産	81	7.9
請求異議	63	4.6
第三者異議	8	4.3
公害差止め	0	0.0
人		
離婚	1,416	5.3
離縁	20	6.1
認知	19	4.9
親子関係	56	5.3
人事のその他	59	7.2
その他	1,460	6.3

民事控訴審訴訟事件の新受件数の推移については、【図3】【図4】のとおりである。全体としては、長期的に増加傾向が続く中、過払金等事件の影響により、平成22年に事件数が急増したところであったが、平成26年においては、過払金等事件の減少の影響により、新受件数は平成24年（1万8569件）から減少して1万5310件となった。なお、過払金等事件以外で見ると、平成17年以降、全体としておおむね横ばいとなっている。

【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移(民事控訴審訴訟(全体))



【図4】 新受件数の推移(民事控訴審訴訟(過払金等)及び民事控訴審訴訟(過払金等以外))

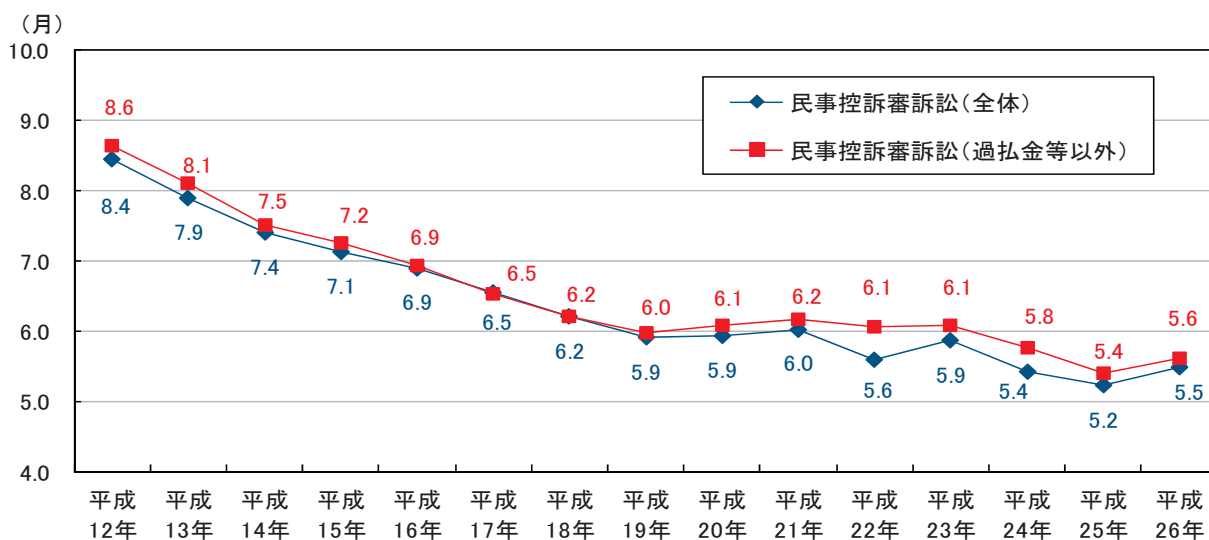


※ 棒グラフの上の数値は合計件数である。

V 上訴審における訴訟事件の概況

平均審理期間の推移については【図3】【図5】のとおりであり、長期的にはおおむね一貫して短縮傾向が続いているところ、平成26年は、昭和45年以降過去最短の平均審理期間となった平成25年と比べても大きな変化は見られない（【表1】）（第5回報告書概況編190頁【表1】参照）。

【図5】 平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟（全体）及び民事控訴審訴訟（過払金等以外））



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。前回から大きな変化は見られず、審理期間が2年を超える事件の割合は、前回（0.8%）と同様、0.9%と少ない（第5回報告書概況編194頁【表6】参照）。

【表6】 審理期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	15,308
平均審理期間(月)	5.5
3月以内	3,635 23.7%
3月超6月以内	8,423 55.0%
6月超1年以内	2,479 16.2%
1年超2年以内	627 4.1%
2年を超える	144 0.9%

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表7】のとおりである。この平均期間は、控訴審で既済となった事件に係る第一審の平均審理期間が前回より若干長期化したことも影響してか、前回（22.7月）より約2月長期化して24.8月となった。また、合計で2年を超える期間を要した事件の割合も、前回（34.1%）より6.7%増加し、40.8%となった（第5回報告書概況編200頁【図16】【表17】参照）。もっとも、過払金等事件以外で見ると、平均期間は、平成24年が24.8月、平成26年が25.2月であって大きな変化はないため、上記の変化には、過払金等事件の動向が影響したものと考えられる。

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表8】のとおりであり、約6割が判決で終局し（うち約2割が原判決取消し（一部取消しを含む。）、約3割が和解で終局している傾向は、前回と同様である（第5回報告書概況編195頁【表8】参照）。

【表7】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	13,754
平均期間(月)	24.8
1年以内	1,992 14.5%
1年超2年以内	6,153 44.7%
2年超3年以内	3,718 27.0%
3年超5年以内	1,595 11.6%
5年を超える	296 2.2%

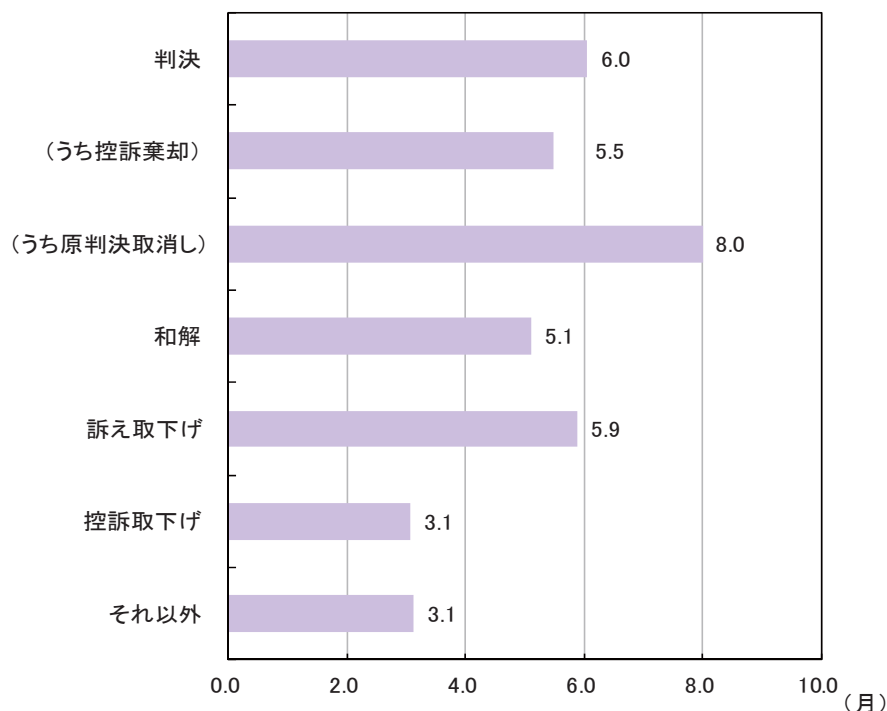
※附帯控訴申立てを除く。

【表8】 終局区分別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	15,308
判決	8,824 57.6%
うち控訴棄却 (%は判決に対する割合)	6,773 76.8%
うち原判決取消し (%は判決に対する割合)	1,966 22.3%
和解	5,040 32.9%
訴え取下げ	151 1.0%
控訴取下げ	926 6.0%
それ以外	367 2.4%

終局区分別の平均審理期間については【図9】のとおりであり、主要な終局区分である判決（控訴棄却）及び判決（原判決取消し）においては、いずれも平均審理期間が若干長期化し（前回はそれぞれ5.4月、7.6月）、和解においては、平均審理期間が若干短縮した（前回は5.3月。第5回報告書概況編 195 頁【図9】参照）。

【図9】 終局区分別の平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)

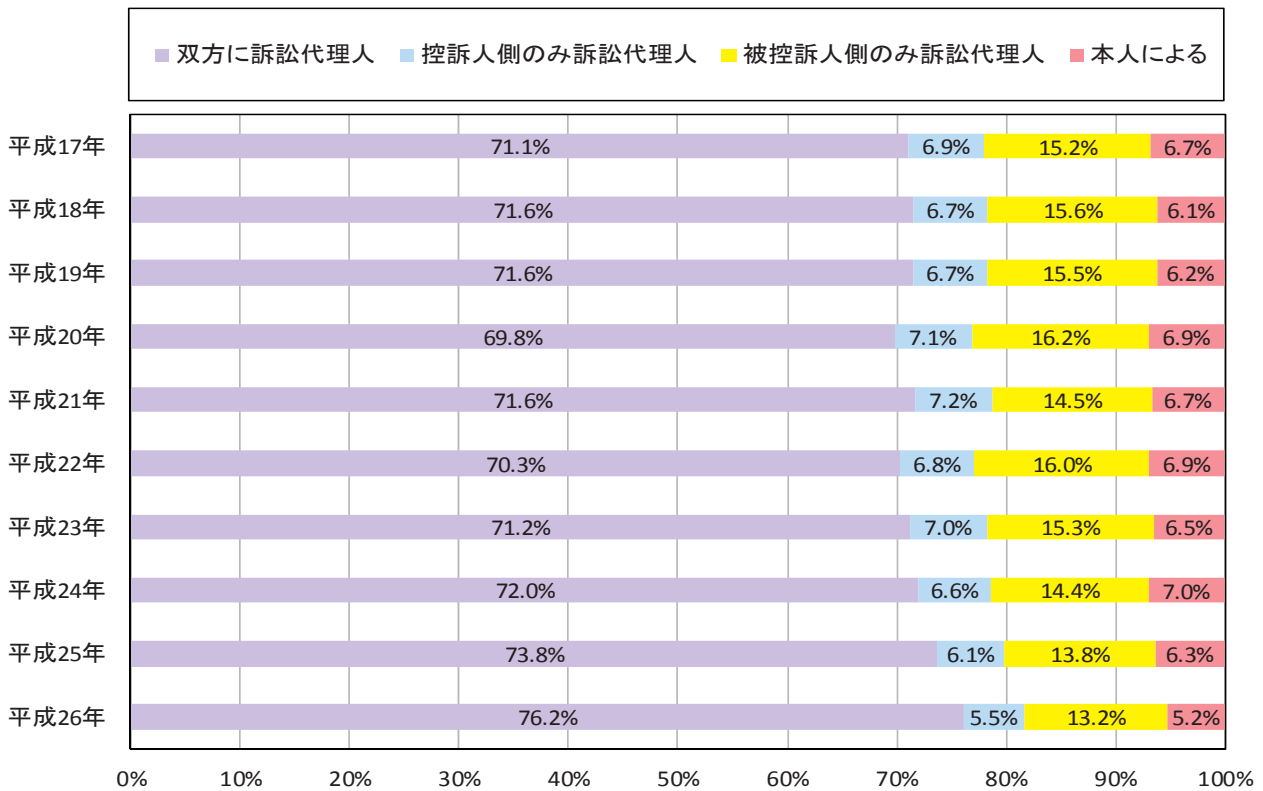


訴訟代理人の選任状況については【表 10】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が前回（68.2%）より約6%増加し、74.3%となっている（第5回報告書概況編 197 頁【図 11】参照）。なお、平成 22 年及び平成 23 年は、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が低い一方で（それぞれ 60.6%、61.6%）、被控訴人側にのみ訴訟代理人が選任された事件の割合が高かった（それぞれ 23.7%、23.1%）が、これは、当時過払金等事件が既済事件の多くを占めていたことの影響によるところが大きいものと思われる（第5回報告書概況編 197 頁【図 11】参照）。現に、【図 11】のとおり、過払金等事件を除くと、ここ数年間の訴訟代理人の選任状況の変化はそれほど大きなものではない。

【表10】 訴訟代理人の選任状況 (民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	民事控訴審訴訟
双方に訴訟代理人	11,375 74.3%
控訴人側のみ訴訟代理人	911 6.0%
被控訴人側のみ訴訟代理人	2,218 14.5%
本人による	804 5.3%

【図11】 訴訟代理人の選任状況の推移(民事控訴審訴訟(過払金等以外))

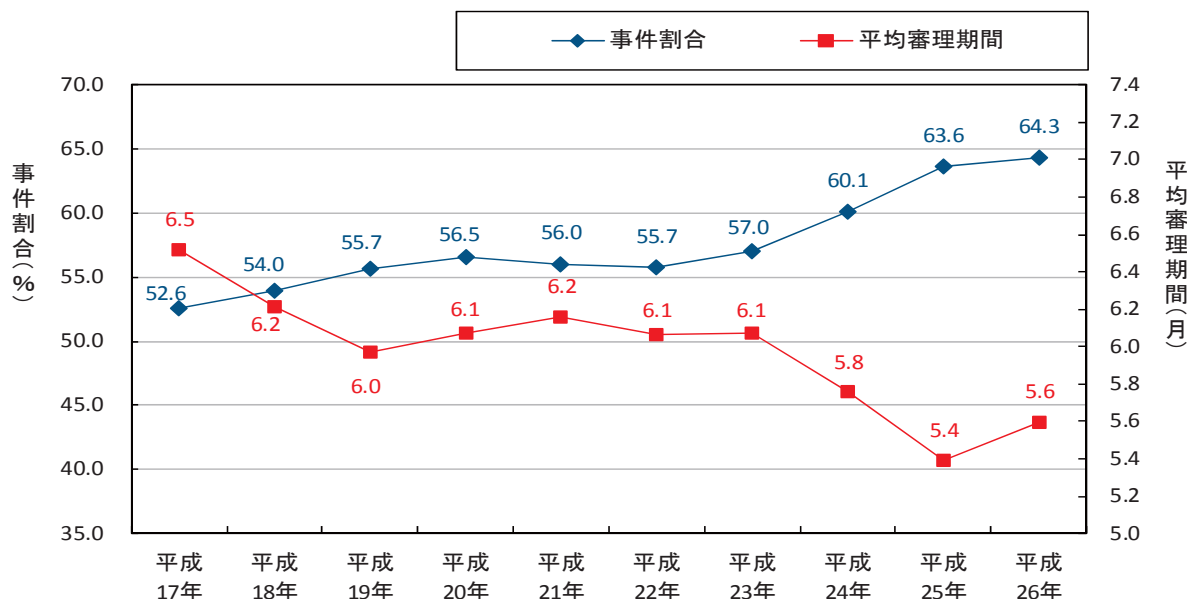


審理の状況について見ると、まず、平均期日回数（口頭弁論・争点整理）及び平均期日間隔については【表12】のとおりであり、前回（平均期日回数1.8回、平均期日間隔3.1月）と比べて、ほとんど変化は見られない（第5回報告書概況編197頁【図12】参照）。なお、過払金等事件以外で見えた場合、平成24年以降、平均審理期間の短縮傾向が見られるところ、これには、【図13】のとおり、1回の口頭弁論期日のみで結審に至る事件の割合が増加傾向にあることが影響していると考えられる。

【表12】 平均期日回数及び平均期日間隔(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.8
うち平均口頭弁論期日回数	1.2
うち平均争点整理期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	3.0

【図13】 口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移
(民事控訴審訴訟(過払金等以外))



争点整理実施率は、【表14】のとおり、前回(12.7%)よりも2.5%増加して15.2%となった(第5回報告書概況編198頁【図13】参照)。

【表14】 争点整理手続の実施件数及び実施率(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類		民事控訴審訴訟
争点整理手続	実施件数	2,328
	実施率	15.2%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表15】のとおりであり、実施率は前回(1.7%)から大きく変化しておらず、人証調べが実施された事件における平均人証数も、前回(1.8人)とほぼ同水準となっている(第5回報告書概況編198頁【図14】参照)。

【表15】 人証調べ実施率及び平均人証数(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率	1.3%
平均人証数	0.02
平均人証数(人証調べ実施事件)	1.7

これらと併せて、前述した1回台の平均期日回数も踏まえると、控訴審において改めて争点整理を行い、人証調べを実施する事件は少ない状況にあるといえる。

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については、【表 16】のとおり、前回（上告事件の上訴率 24.0%・上訴事件割合 14.4%、上告受理事件の上訴率 28.0%・上訴事件割合 16.8%）より、いずれも増加している（第 5 回報告書概況編 199 頁【図 15】参照）。

【表 16】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合
（民事控訴審訴訟事件）

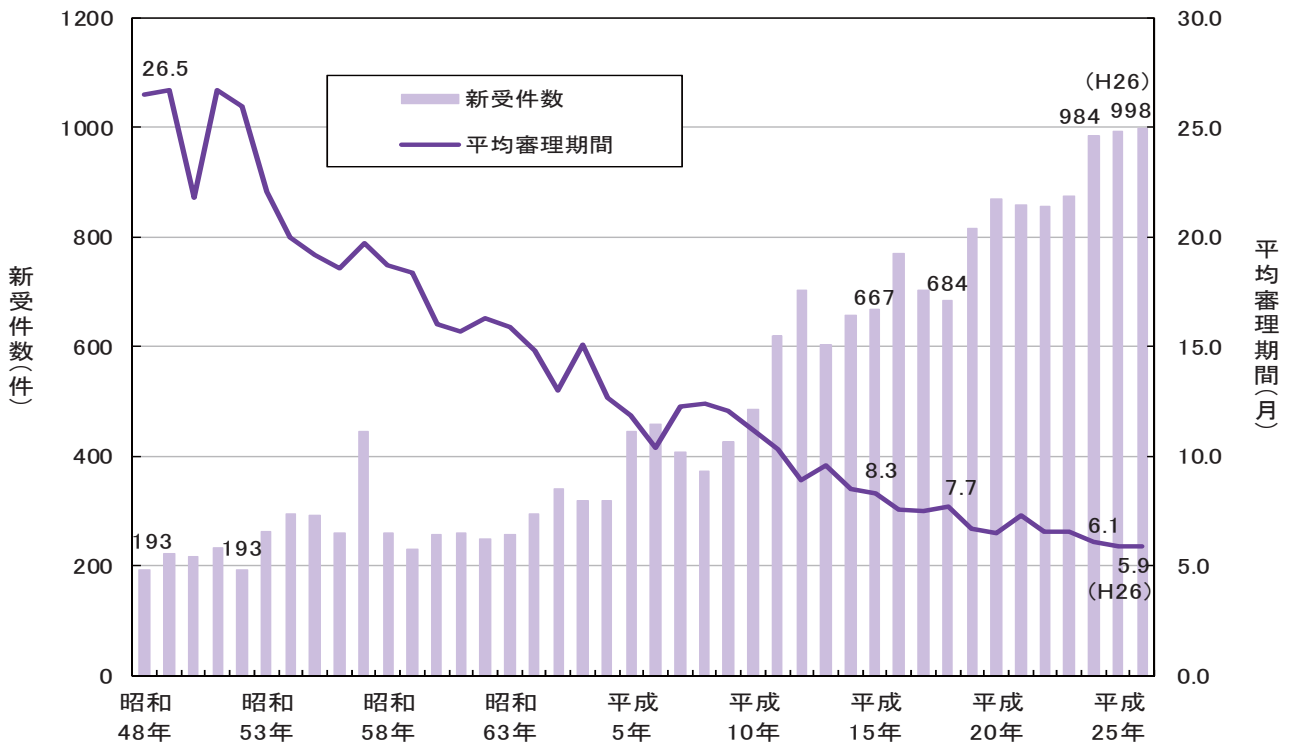
事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	27.4%	32.3%
上訴事件割合	15.8%	18.6%

- ※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、平成26年1月1日から同年12月31日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。
- ※ このデータには、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）を含む。

1. 2 行政事件訴訟の概況

控訴審における行政事件訴訟⁵の新受件数及び平均審理期間の推移については【図 17】のとおりであり、長期的には、新受件数はおおむね増加傾向にあり、平均審理期間はおおむね短縮傾向にある。平成 24 年の新受件数（984 件）は、昭和 48 年以降で過去最高の件数となったが、平成 26 年は、これをも若干上回って 998 件であった。平均審理期間については、平成 24 年（6.1 月）より若干短縮して 5.9 月であった。

【図 17】 新受件数及び平均審理期間の推移（控訴審における行政事件訴訟）



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表 18】のとおりである。既済件数は、新受件数の傾向に即応して、前回の 955 件を若干上回り、977 件となった（第 5 回報告書概況編 203 頁【表 20】参照）。また、審理期間が 6 月を超える事件の割合が前回（28.5%）より約 7% 減少して 21.6% となった（第 5 回報告書概況編 202 頁【図 19】参照）。第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表 19】のとおりである。この平均期間は、前回（24.6 月）よりも約 1 月短くなり⁶（第 5 回報告書概況編 206 頁【図 27】参照）、2 年以内に控訴審の終局に至る事件も 67.3% を占めている。

⁵ 同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、控訴事件と附帯控訴事件とを別個の事件として統計処理している。

⁶ 第一審受理から控訴審終局までの平均審理期間が前回より短くなったのは、控訴審で既済となった事件に係る第一審の平均審理期間が前回より短縮したことにもよるものと考えられる。

【表18】 審理期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟（全体）
既済件数	977	15,308
平均審理期間（月）	5.9	5.5
3月以内	134 13.7%	3,635 23.7%
3月超6月以内	632 64.7%	8,423 55.0%
6月超1年以内	161 16.5%	2,479 16.2%
1年超2年以内	41 4.2%	627 4.1%
2年を超える	9 0.9%	144 0.9%

【表19】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟
既済件数	954
平均期間（月）	23.5
1年以内	162 17.0%
1年超2年以内	480 50.3%
2年超3年以内	199 20.9%
3年超5年以内	80 8.4%
5年を超える	33 3.5%

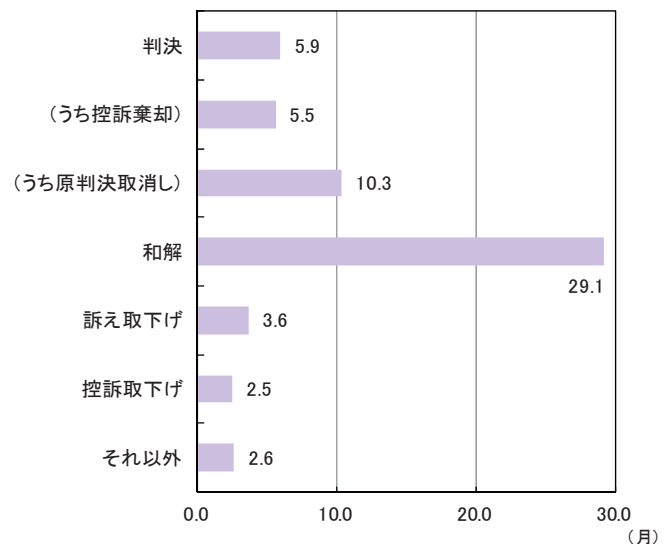
※ 行訴法18条, 19条による訴えの追加的併合及び附帯控訴申立てを除く。

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表20】のとおりであり、9割以上が判決で終局し、うち原判決取消しが1割に満たない点は、前回と同様である（第5回報告書概況編 203頁【表20】参照）。終局区分別の平均審理期間については、【図21】のとおり、判決（控訴棄却）、判決（原判決取消し）のいずれで見ても、前回（それぞれ5.9月、10.9月）より若干短縮している（第5回報告書概況編 203頁【図21】参照）。

【表20】 終局区分別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟（全体）
既済件数	977	15,308
判決	911 93.2%	8,824 57.6%
うち控訴棄却 （%は判決に対する割合）	834 91.5%	6,773 76.8%
うち原判決取消し （%は判決に対する割合）	71 7.8%	1,966 22.3%
和解	7 0.7%	5,040 32.9%
訴え取下げ	5 0.5%	151 1.0%
控訴取下げ	25 2.6%	926 6.0%
それ以外	29 3.0%	367 2.4%

【図21】 終局区分別の平均審理期間（控訴審における行政事件訴訟）



訴訟代理人の選任状況については【表 22】のとおりであり，双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が，前回（52.0%）より約 14% 増加して 65.9%であったのに対し，双方とも本人による事件の割合は，前回（15.3%）より 7.6%減少して 7.7%であった。ただし，依然として，民事控訴審訴訟事件と比べると，双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が低い状況にある。（第 5 回報告書概況編 203 頁【表 22】参照）

【表22】 訴訟代理人の選任状況（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟(全体)
双方に訴訟代理人	644 65.9%	11,375 74.3%
控訴人側のみ訴訟代理人	17 1.7%	911 6.0%
被控訴人側のみ訴訟代理人	241 24.7%	2,218 14.5%
本人による	75 7.7%	804 5.3%

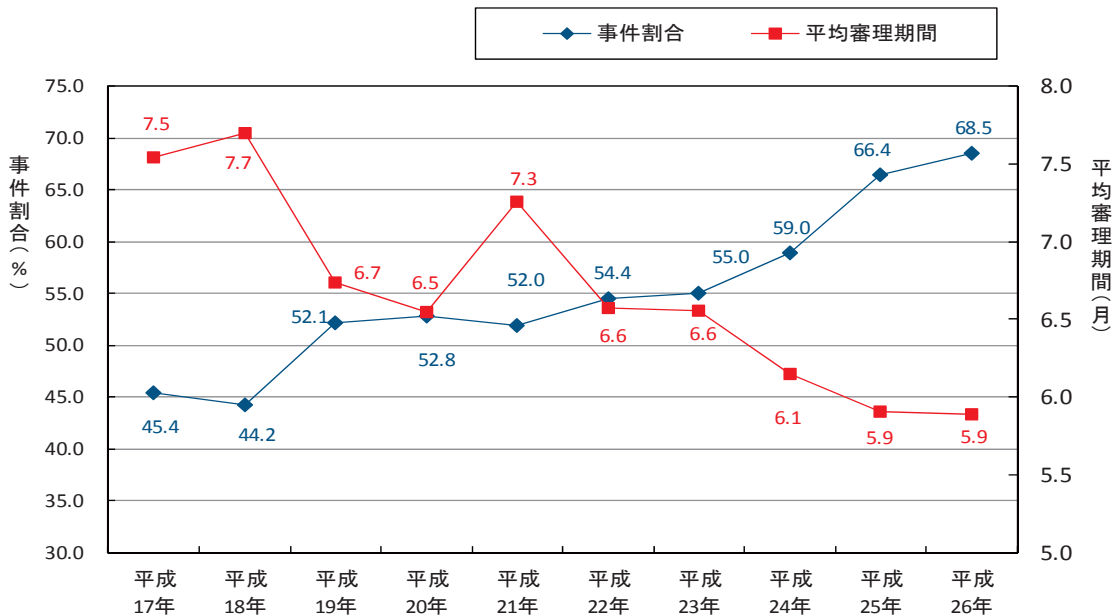
審理の状況について見ると，【表 23】のとおり，平均期日回数（口頭弁論・争点整理）及び平均期日間隔については，前回（平均期日回数 1.6 回，平均期日間隔 3.9 月）と比べ，平均期日間隔が若干長くなる一方，平均期日回数は若干減少している（第 5 回報告書概況編 204 頁【図 23】参照）。控訴審における行政事件訴訟については，前述のとおり，平均審理期間の短縮傾向が見られるところ，これには，【図 24】のとおり，1 回の口頭弁論期日のみで結審に至る事件の割合が一貫して増加傾向にあることが影響していると考えられる。

【表23】 平均期日回数及び平均期日間隔（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟(全体)
平均期日回数	1.5	1.8
うち平均口頭弁論期日回数	1.3	1.2
うち平均争点整理期日回数	0.1	0.6
平均期日間隔(月)	4.0	3.0

※ 端数処理の関係上，平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計値が，平均期日回数の数値と合致しない場合がある。

【図24】 口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移（行政控訴審訴訟）



争点整理実施率は、【表 25】のとおり、前回（2.8%）より若干増加したが、民事控訴審訴訟事件と比べると顕著に低いことは前回と同様である（第5回報告書概況編 204 頁【表 24】参照）。

【表25】 争点整理手続の実施件数及び実施率（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類		控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟(全体)
争点手続整理	実施件数	33	2,328
	実施率	3.4%	15.2%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 26】のとおりであり、前回と同様、人証調べを実施した事件の割合は非常に低くなっている（この点は、民事控訴審訴訟事件と同様である。）（第5回報告書概況編 205 頁【表 25】参照）。

【表26】 人証調べ実施率及び平均人証数（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟(全体)
人証調べ実施率	1.8%	1.3%
平均人証数	0.03	0.02
平均人証数 (人証調べ実施事件)	1.6	1.7

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については【表 27】のとおりである。上告事件については、上訴率・上訴事件割合とも前回（それぞれ 40.3%、35.4%）より増加し（それぞれ 4.1%、4.3%増加）、上告受理事件についても、上訴率・上訴事件割合とも前回（それぞれ 43.6%、38.3%）より増加した（それぞれ 5.4%、5.6%増加）（第5回報告書概況編 205 頁【表 26】参照）。

【表27】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

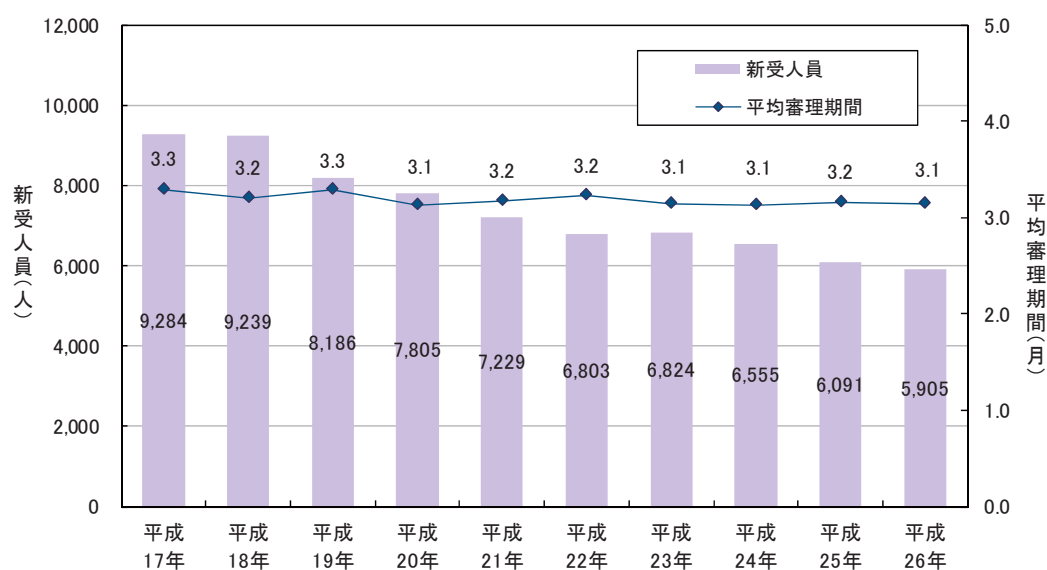
事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	44.4%	49.0%
上訴事件割合	39.7%	43.9%

※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、平成26年1月1日から同年12月31日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

1. 3 刑事訴訟事件の概況

刑事控訴審訴訟事件に係る新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移については【図1】のとおりである。新受人員は、平成17年以降、ほぼ一貫して減少を続けており、平成26年においても、平成24年（6,555人）より650人減少して5,905人であった。終局実人員も、前回（6,619人）より700人以上減少して5,890人であった（【表2】）（第5回報告書概況編207頁【表1】参照）。

【図1】 新受人員及び平均審理期間の推移(刑事控訴審訴訟事件)



【表2】 刑事控訴審訴訟事件の概況

新受人員(延べ人員)	5,905
終局人員(実人員)	5,890
平均審理期間(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	3.1
平均開廷回数(公判が開かれずに終局した事件を除外)	2.0
平均開廷間隔(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	1.6
平均取調べ証人数	0.1
弁護人選任率(%)	96.7
事実の取調べの実施割合(%)	51.7
上告率(%)	40.7

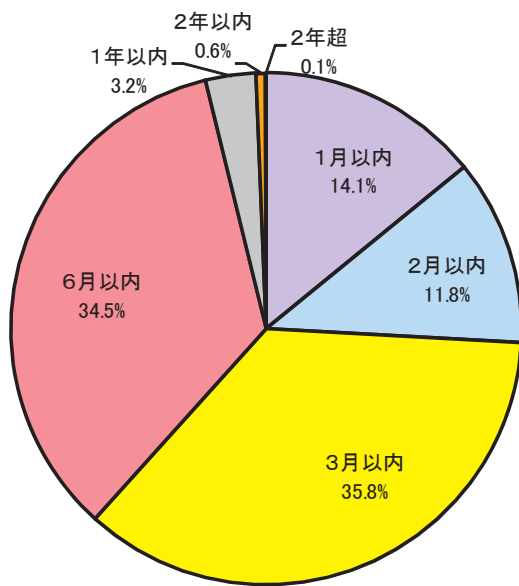
※ 平均開廷回数は、被告人1人当たりのものである。

※ 平均開廷間隔とは、控訴審で記録を受理したときから終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

平均審理期間は、ここ 10 年間で、3 月台前半で安定して推移しており、平成 26 年においても、その傾向に変化はうかがわれない（【図 1】 【表 2】）。関連して、審理期間の分布も、【図 3】のとおり、前回から大きな変化は見られず、6 割以上の事件が 3 月以内に終局している（第 5 回報告書概況編 209 頁【図 3】参照）。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表 4】のとおりである。この平均期間は、平成 18 年以降、10 月前後で推移しており（第 5 回報告書概況編 214 頁【図 11】参照）、平成 26 年においてもその傾向に即した結果となっている。期間別に見ると、8 割の事件は第一審受理から 1 年以内に終局しており、2 年を超える事件の割合は約 3%にとどまっている。

【図 3】 審理期間の分布（刑事控訴審訴訟事件）



【表 4】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合（刑事控訴審訴訟事件）

事件の種類	刑事控訴審訴訟
終局人員	5,890
平均期間(月)	9.9
1年以内	4,714 80.0%
1年超2年以内	1,009 17.1%
2年超3年以内	117 2.0%
3年超5年以内	45 0.8%
5年を超える	5 0.08%

終局結果の分布及び終局結果別の平均審理期間については【表 5】のとおりである。約 7 割が控訴棄却、1 割弱が破棄自判、2 割弱が控訴取下げで終局し、これら以外の終局結果がほとんどない傾向は前回と同様である（第 5 回報告書概況編 209 頁【図 4】参照）。終局結果別の平均審理期間については、控訴棄却、破棄自判、公訴棄却及び控訴取下げで終局した事件では前回（それぞれ 3.5 月、4.6 月、2.5 月、0.8 月）と同一かほとんど変化が見られず、原判決破棄で終局する事件の方が控訴棄却で終局する事件より平均審理期間が長く、控訴取下げによる終局の場合は、平均審理期間が非常に短い。破棄差戻・移送で終局した事件では、平均審理期間が前回（6.8 月）より短くなっているが、母数が少なく個別事件の影響を受けやすいことには留意すべきであろう。（第 5 回報告書概況編 210 頁【図 5】参照）

審理の状況について見ると、平均開廷回数及び平均開廷間隔については、前回（それぞれ 2.0 回、1.5 月）とほぼ同水準である（【表 2】）（第 5 回報告書概況編 207 頁【表 1】参照）。事実の取調べの実施割合の推移については【図 6】のとおりであり、平成 26 年も、これまでの減少傾向に即して、平成 24 年（55.4%）から 51.7%に減少した。平均取調べ証人数も、【表 2】のとおり、前回と同様、0.1 人と少ない（第 5 回報告書概況編 207 頁【表 1】参照）。これらの統計データからは、控訴審が事後審であるとの趣旨を反映した審理がより広く進められていることがうかがわれる。

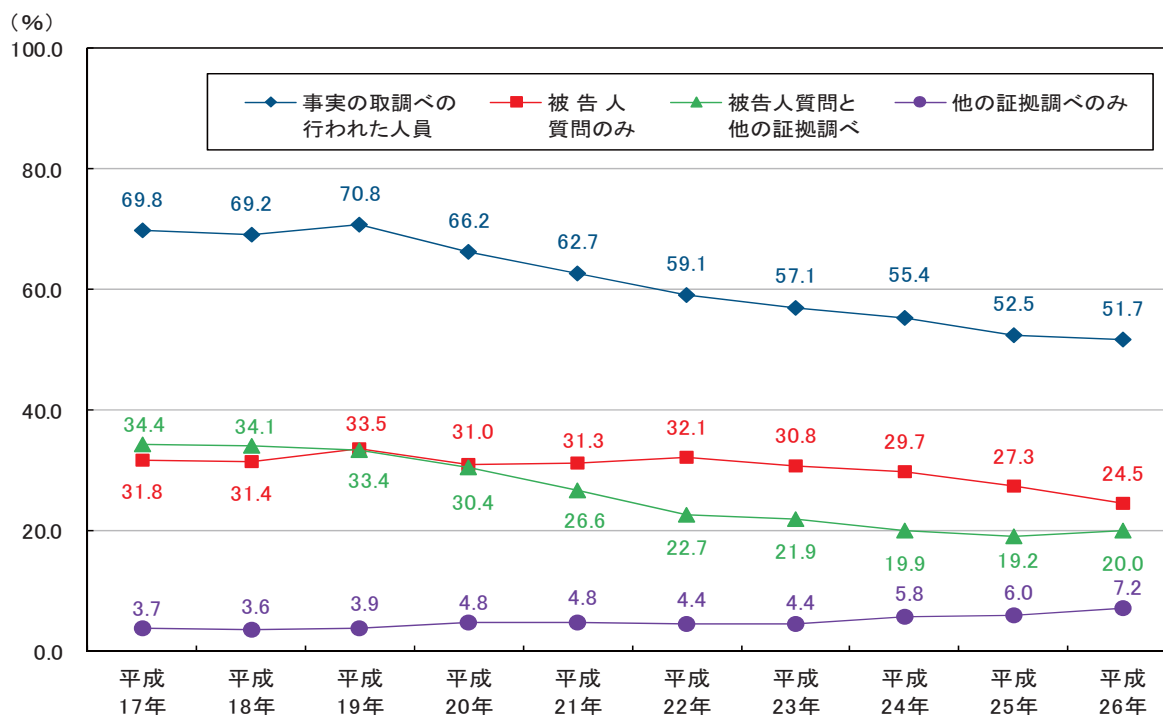
上告率については、近時 4 割前後で推移しており、平成 26 年においても、【表 2】のとおり、その傾向に即した結果となっている（第 5 回報告書概況編 213 頁【図 10】参照）。

弁護人選任率については、【表 2】のとおり、前回（96.1%）より若干増加して 96.7%となった（第 5 回報告書概況編 207 頁【表 1】参照）。

【表 5】 終局結果の分布及び終局結果別の平均審理期間（刑事控訴審訴訟事件）

	終局人員	平均審理期間(月)
総数	5,890	3.1
控訴棄却	4,141 70.3%	3.6
破棄自判	548 9.3%	4.6
破棄差戻・移送	10 0.2%	4.6
公訴棄却	39 0.7%	2.5
取下げ	1,152 19.6%	0.9

【図 6】 事実の取調べの実施割合の推移(刑事控訴審訴訟事件)

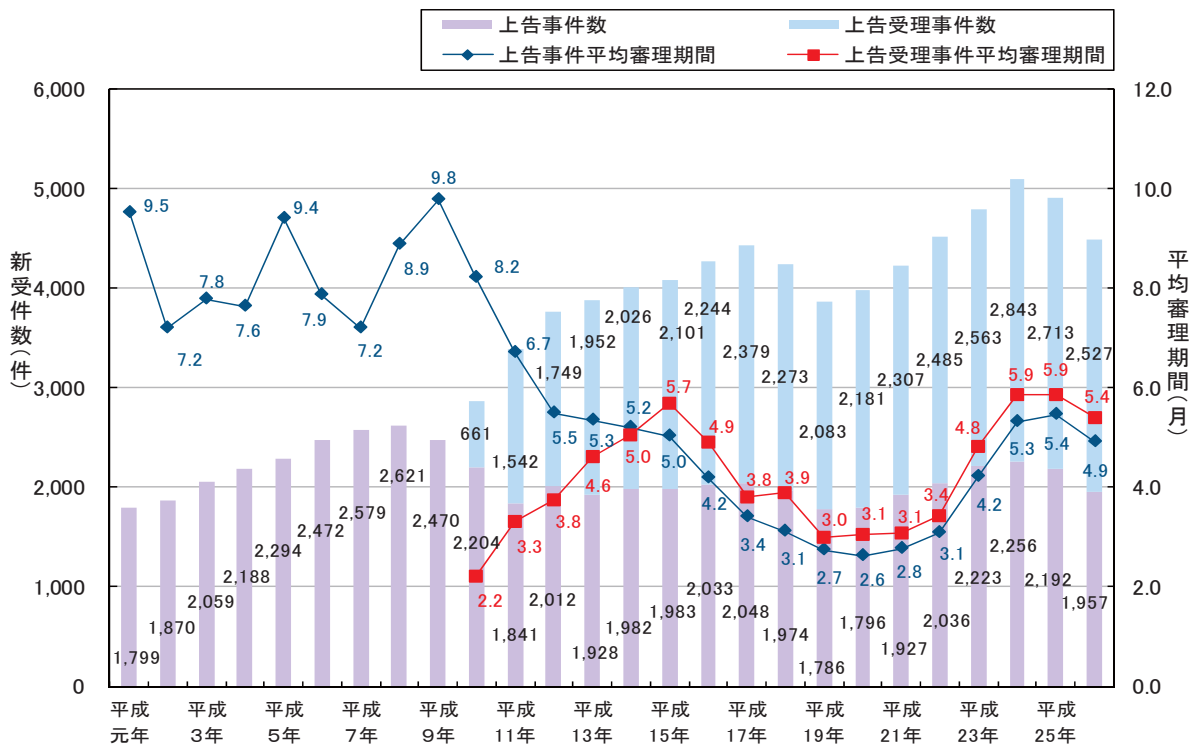


2 最高裁判所における上告審訴訟事件の概況

2.1 民事訴訟事件の概況

民事上告事件及び上告受理事件⁷の新受件数及び平均審理期間⁸の推移については【図1】のとおりである。平成20年以降、新受件数が増加傾向に転じた影響もあって、平均審理期間は、平成21年以降長期化傾向となっていたが、平成26年においては、平成24年（上告事件5.3月、上告受理事件5.9月）よりも若干短縮している。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事上告事件及び民事上告受理事件）



※ 上告事件の平均審理期間について、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件数を基に算出しているが、平成6年以前は、このような事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）が統計上区別されていないため、これを含んだ事件数を基に算出している。
 なお、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件に当たらないものは、平成18年以降、年間12件から20件程度である。

※ 上告受理事件については、現行法が施行された平成10年以降の統計データを示す（以下同じ。）。

※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

⁷ 本報告書では、民事訴訟事件のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、あるいは上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としている（ただし、【図1】の脚注を参照）。なお、1件の事件について上告・上告受理の双方が申し立てられる、いわゆる並行申立事件も相当程度あることに留意が必要である（後掲V. 2. 2においても同様である。）。

⁸ 上告審あるいは上告受理審における記録の受理から終局までの期間の平均である。なお、上告受理事件について上告受理決定がされた場合には、それによって上告があったものとみなされる（民訴法 318 条4項）から、その後判決等が出された場合に終局と扱われる。

V 上訴審における訴訟事件の概況

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表2】のとおりである。上告事件については、審理期間が6月超1年以内の事件の割合が前回（14.7%）より4.2%増加して18.9%となった一方で、1年超2年以内の事件の割合が前回（11.3%）より4.3%減少して7.0%となったが、その他の審理期間別の事件割合には特段の変化は見られない。この傾向は、上告受理事件についても同様である。なお、圧倒的多数の事件が、上告事件であれば棄却決定、上告受理事件であれば不受理決定で終局していることは、前回と同様である。（第5回報告書概況編217頁【表2】参照）

【表2】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

〈上告事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	2,055	2	3	2,030	15	5
平均審理期間(月)	4.9	-	26.0	4.9	4.5	10.2
3月以内	1,060 51.6%	-	-	1,050 51.7%	9 60.0%	1 20.0%
3月超6月以内	451 21.9%	2 100.0%	-	446 22.0%	2 13.3%	1 20.0%
6月超1年以内	388 18.9%	-	-	384 18.9%	3 20.0%	1 20.0%
1年超2年以内	144 7.0%	-	1 33.3%	140 6.9%	1 6.7%	2 40.0%
2年を超える	12 0.6%	-	2 66.7%	10 0.5%	-	-

〈上告受理事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	2,688	8	29	2,594	37	20
平均審理期間(月)	5.4	21.4	22.1	5.1	4.6	6.0
3月以内	1,255 46.7%	-	-	1,226 47.3%	21 56.8%	8 40.0%
3月超6月以内	620 23.1%	-	1 3.4%	610 23.5%	5 13.5%	4 20.0%
6月超1年以内	578 21.5%	1 12.5%	4 13.8%	558 21.5%	9 24.3%	6 30.0%
1年超2年以内	211 7.8%	4 50.0%	10 34.5%	193 7.4%	2 5.4%	2 10.0%
2年を超える	24 0.9%	3 37.5%	14 48.3%	7 0.3%	-	-

また、第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。この平均期間については、前回（上告事件 36.1 月，上告受理事件 37.1 月）と比べて、上告事件で 0.3 月，上告受理事件で 0.5 月それぞれ短縮している。合計の期間が 3 年を超える事件の割合について、大きな変化は見られない（上告事件で 37.6%から 38.0%に増加，上告受理事件で 40.1%から 39.9%に減少）。（第 5 回報告書概況編 222 頁【表 5】参照）

【表3】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	2,055	2,688
平均期間(月)	35.8	36.6
1年以内	32 1.6%	21 0.8%
1年超2年以内	575 28.0%	671 25.0%
2年超3年以内	667 32.5%	922 34.3%
3年超5年以内	593 28.9%	831 30.9%
5年を超える	188 9.1%	243 9.0%

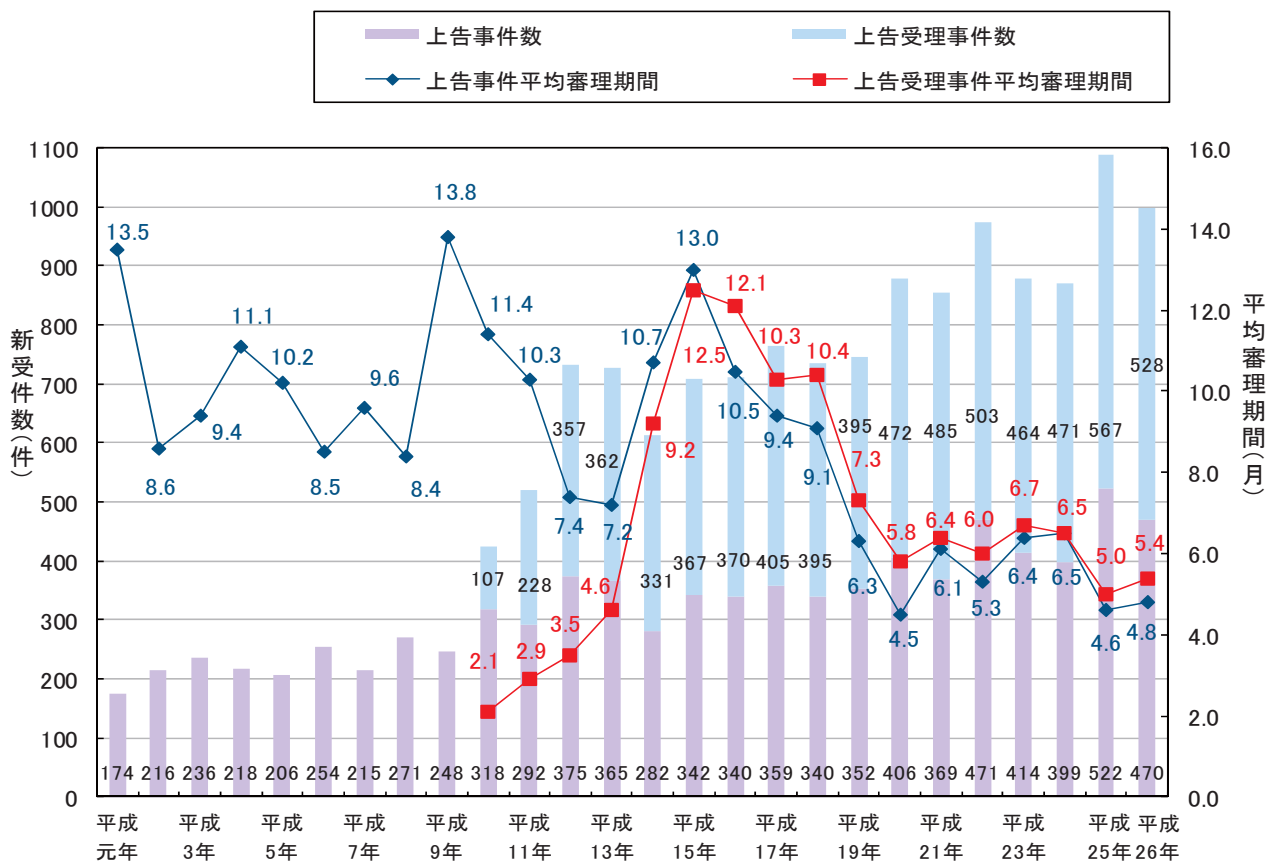
【図1】のとおり，民事上告事件及び上告受理事件の平均審理期間は，平成 24 年より若干短縮したものの，なお平成 15 年当時とおおむね同水準にあるが，この背景には，新受件数の増加に伴って，未済件数も，ピーク時の平成 23 年には上告・上告受理の合計で 2183 件と，平成 19 年の 771 件の 3 倍に近い水準にまで増加した⁹ことがあると思われる。もっとも，この点については，平成 24 年以降，未済件数が減少に転じ，また，未済事件の平均係属期間も，平成 24 年から平成 26 年にかけて，上告事件が 6.1 月から 4.8 月に，上告受理事件が 6.1 月から 5.2 月に短縮されたなどの事情もあるため，今後の動向を見ていく必要がある。

⁹ 司法統計年報による。

2. 2 行政事件訴訟の概況

行政上告事件及び上告受理事件¹⁰の新受件数及び平均審理期間の推移については【図4】のとおりである。新受件数は、平成26年においては、平成24年（上告399件、上告受理471件）より上告・上告受理とも増加し（それぞれ71件、57件増加）、急増が見られた平成20年以降、高止まり的な状況が続いている。平均審理期間は、上告・上告受理のいずれについても、平成15年をピークとして顕著に短縮した後、平成20年以降は下げ止まりの状態であったが、平成26年においてはそれぞれ平成24年（上告・上告受理とも6.5月）より1月以上短縮した。

【図4】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政上告事件及び行政上告受理事件）



※ 新受件数について、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹⁰ 本報告書では、行政事件訴訟のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、又は上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としているが、民事訴訟事件と異なり、高等裁判所が第一審としてした終局判決に対する上告及び上告受理事件(知的財産権関係、独占禁止法関係等の審決取消訴訟等)も分析対象に加えている。この点の詳細は、第5回報告書概況編 222 頁脚注8参照

終局区分別の既済件数については【表5】のとおりであり、上告事件であれば棄却決定、上告受理事件であれば不受理決定で終局した事件が9割を超えることは前回と同様である。平均審理期間については、棄却決定（上告事件）及び不受理決定（上告受理事件）で終局した事件では、全体と同じように、前回（それぞれ5.9月、6.0月）よりそれぞれ1.4月、0.9月短縮して4.5月、5.1月であった（【表5】）（第5回報告書概況編225頁【表7】参照）。【表5】は、審理期間別の事件割合についても示しており、上告・上告受理のいずれにおいても、審理期間が3月以内の事件の割合が前回（それぞれ41.9%、39.3%）よりそれぞれ2割弱増加したのに対し、6月を超える事件の割合が減少している（第5回報告書概況編225頁【表7】参照）。もっとも、上告・上告受理とも、事件数が年間数百件程度であるため、終局した事件の係属期間により一時的な影響が出やすいことにも留意が必要である。

【表5】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

<上告事件>

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	482	22	7	446	7	-
平均審理期間(月)	4.8	9.8	9.6	4.5	9.2	-
3月以内	296 61.4%	-	-	295 66.1%	1 14.3%	-
3月超6月以内	56 11.6%	1 4.5%	1 14.3%	52 11.7%	2 28.6%	-
6月超1年以内	82 17.0%	20 90.9%	5 71.4%	55 12.3%	2 28.6%	-
1年超2年以内	45 9.3%	-	1 14.3%	42 9.4%	2 28.6%	-
2年を超える	3 0.6%	1 4.5%	-	2 0.4%	-	-

<上告受理事件>

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	538	4	6	517	9	2
平均審理期間(月)	5.4	20.6	24.0	5.1	7.5	5.3
3月以内	314 58.4%	-	-	310 60.0%	3 33.3%	1 50.0%
3月超6月以内	73 13.6%	1 25.0%	-	70 13.5%	2 22.2%	-
6月超1年以内	76 14.1%	-	-	73 14.1%	2 22.2%	1 50.0%
1年超2年以内	68 12.6%	1 25.0%	3 50.0%	62 12.0%	2 22.2%	-
2年を超える	7 1.3%	2 50.0%	3 50.0%	2 0.4%	-	-

V 上訴審における訴訟事件の概況

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。この平均期間については、前回と比べて、上告事件で1.6月（前回34.6月）、上告受理事件で1.0月（前回37.1月）の短縮が見られ、審理期間別に見ても、上告・上告受理のいずれにおいても、3年を超える事件の割合が若干減少した（上告事件は、前回の34.9%から32.0%、上告受理事件は、前回の41.5%から39.7%）（第5回報告書概況編229頁【表10】参照）。

【表6】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	397	443
平均期間(月)	33.0	36.1
1年以内	20 5.0%	12 2.7%
1年超2年以内	137 34.5%	124 28.0%
2年超3年以内	113 28.5%	131 29.6%
3年超5年以内	93 23.4%	132 29.8%
5年を超える	34 8.6%	44 9.9%

※ 高裁第一審判決に対する上告及び上告受理事件を除く。

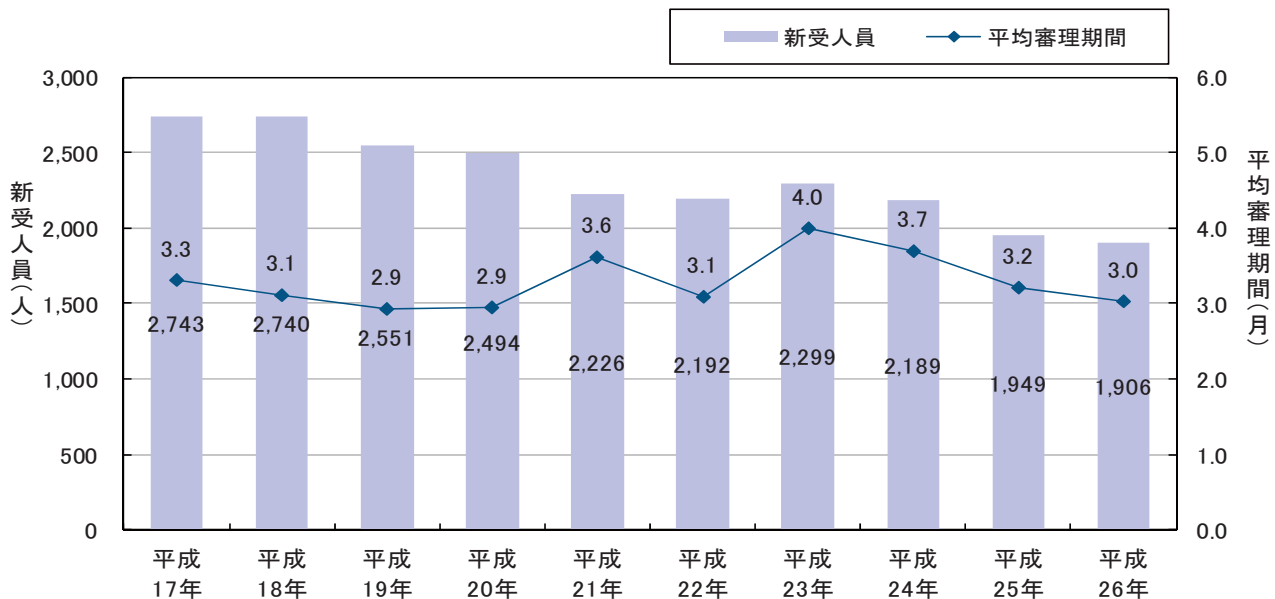
2. 3 刑事訴訟事件の概況

刑事上告事件¹¹に係る新受人員及び平均審理期間の推移については【図1】のとおりである。

新受人員については、平成17年以降おおむね緩やかな減少傾向にあり、平成23年には前年より増加したが、平成24年には減少し、平成26年は、平成24年(2189人)、平成25年(1949人)より更に減少して1906人となり、最近10年間で最も少ない水準となった。

平均審理期間については、平成22年までの間に3月前後まで短縮した後、平成23年に4.0月まで長くなったが、平成24年及び平成25年は連続して短くなり、平成26年においても3.0月と更に短くなった。平成24年以降の動向を短縮傾向といえるかは、なお推移を見ていく必要があるが、未済事件の平均係属期間は、平成22年以降、6.9月、5.3月、4.4月、3.6月、3.3月と順調に短縮しており、全体として長期未済事件の滞留傾向はうかがわれなことからすると、既済事件の平均審理期間が、当該年に長期未済事件が終局に至らなかったためにかえって短縮したとは考えにくい。

【図1】 新受人員及び平均審理期間の推移(刑事上告事件)



¹¹ 本報告書で取り上げている刑事上告事件は、最高裁判所における刑事訴訟事件のうち高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件である。

V 上訴審における訴訟事件の概況

審理期間の分布状況については【表2】のとおりであり、審理期間が2月以内の事件の割合が前回(26.3%)より9.7%増加して36.0%となった一方、それよりも長い期間で終局した事件の割合については、いずれも若干減少した(第5回報告書概況編232頁【表2】参照)。終局区分別の状況について、8割以上の事件が上告棄却で終局し、他の大半が取下げで短期間のうちに終局しており、破棄判決が出される事件が極めて少数である点は、前回と同様である(【表2】)(第5回報告書概況編232頁【表2】参照)。

【表2】 終局区分別の終局人員及び審理期間の分布状況(刑事上告事件)

終局区分	総数	破棄自判	破棄差戻・移送	上告棄却	公訴棄却	取下げ
終局人員	1,973	6	3	1,617	7	340
平均審理期間(月)	3.0	16.5	18.0	3.4	5.3	1.0
1月以内	192 9.7%	-	-	-	3 42.9%	189 55.6%
1月超2月以内	518 26.3%	-	-	388 24.0%	2 28.6%	128 37.6%
2月超3月以内	960 48.7%	-	-	938 58.0%	1 14.3%	21 6.2%
3月超6月以内	191 9.7%	-	-	189 11.7%	-	2 0.6%
6月超1年以内	43 2.2%	1 16.7%	-	42 2.6%	-	-
1年超2年以内	54 2.7%	5 83.3%	3 100.0%	46 2.8%	-	-
2年を超える	15 0.8%	-	-	14 0.9%	1 14.3%	-

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表3】のとおりである。この平均期間については、前回(17.2月)より0.8月短縮して16.4月となった(第5回報告書概況編234頁【図4】参照)。期間別の状況を見ると、第一審受理から上告審終局までの期間が2年を超える事件は、刑事上告事件全体の1割強にとどまり、大半は2年以内に終局している。

【表3】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合(刑事上告事件)

事件の種類	刑事上告事件
終局人員(総数)	1,973
平均期間(月)	16.4
1年以内	980 49.7%
1年超2年以内	750 38.0%
2年超3年以内	146 7.4%
3年超5年以内	71 3.6%
5年を超える	26 1.3%